

平成26年1月20日

## 「はまぎん T K C 経営支援ローン」の取扱開始について

横浜銀行（代表取締役頭取 寺澤 辰磨）は、経営革新等支援機関に認定された T K C 会員税理士と連携して、中小企業の皆さまに円滑な資金供給をおこなうため、信用保証協会の制度を活用した融資ファンド「はまぎん T K C 経営支援ローン」の取り扱いを開始しました。

「はまぎん T K C 経営支援ローン」は、T K C 会員税理士の監査を受け、中期経営計画を策定している中小企業のお客さまが、年 1.3%の固定金利で長期資金を借り入れできる制度です。さらに、T K C 会員税理士との関与度に応じて、年 0.5%を上限に金利の差し引きを受けることができます。

横浜銀行は、引き続き、中小企業への円滑な資金供給と経営支援に積極的に取り組み、地域経済の活性化に貢献していきます。

### 【はまぎん T K C 経営支援ローンの概要】

制 度 名	はまぎん T K C 経営支援ローン
対 象	業歴が1年以上で、経営革新等支援機関に認定された T K C 会員税理士と顧問契約締結後1年以上経過し、中期経営計画（5か年）を策定している中小企業のお客さま
お 取 扱 総 額	50 億円
ご 融 資 金 額	50 百万円以下
資 金 使 途	運転資金、設備資金 横浜銀行ですでに借り入れされているご融資の借り換えにはご利用できません。
ご 返 済 方 法	元金均等返済
ご 融 資 金 利	年 1.3%（固定金利） 金利は、金利動向によって変更となることがあります。

金利差し引き	以下に該当する場合、ご融資金利から年0.2%ずつ最大年0.5%まで差し引きます。 (1)「中小企業の会計に関する基本要領」を会計ルールとして採用していること (2)「申告書の適正性」を表明するTKCの税理士書面がすべて添付されていること (3)株式会社TKCが発行する「記帳適時性証明書」において、過去3年間における月次決算および年次決算の状況の「 」が合計30個以上あること
ご融資期間	1年超5年以内
信用保証料	別途信用保証料が必要になります。
お取扱期限	平成26年1月20日から平成27年3月31日申込分まで

本商品のご利用にあたっては、当行および保証協会所定の審査があります。

本商品に関するご相談は、当行本支店までお問い合わせください。